

第27回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年9月26日（金）午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 妹 尾 伸 二

2番 嶋 峨 弘 巳

3番 押 切 秀 志

6番 阿 部 栄 子

7番 篠 原 弘

8番 斎 藤 晃 佳

9番 谷 口 正 明

10番 宮 崎 義 幸

11番 工 藤 均

12番 百 夕 栄 二

13番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 姥 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | 開会 |
| 日程第 3 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | 会期の決定 |
| 日程第 5 | 会務報告 |
| 日程第 6 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| 日程第 7 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 8 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 9 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 議案第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 11 議案第 5 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 12 議案第 6 号 | 農地法第 6 条の 2 の規定に基づく農地所有適格法人以外の者の報告について |
| 日程第 13 議案第 7 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 14 議案第 8 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について |
| 日程第 15 議案第 9 条 | 農用地利用集積計画の変更について |
| 日程第 16 | 次回総会日程（予定）について |

事務局長	<p>第27回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。</p> <p>本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>皆様おはようございます。猛暑だった今年の夏も終わり、朝夕肌寒い日が続いております。収穫作業も一段落し肥培管理に何かと忙しい中、第27回総会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>来月には、農地パトロールもあり、今一度地元の農地を見直し管理状況や変化を昨年と比べて見ていただきたいと思います。</p> <p>本日は、報告が1件、議案を9件提案しておりますので、慎重審議のお願いをして開会のあいさつとさせていただきます。</p> <p>なお、先月の年金協議会の総会でありました町と農協から助成金の増額要請をすべく、本日午後から年金協議会の役員会を開催する予定であることを申し添えます。</p>
	<p>日程第3 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番篠原委員、8番齋藤委員を指名いたします。</p>
	<p>つづきまして</p> <p>日程第4 会期の決定を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。</p>
	<p>日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。</p>
事務局長	<p>前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。</p> <p>8月29日、「浜中町農業者年金協議会代議員会」及び「浜中町農業委員会委員職員親睦会総会」を茶内支所で開催しております。</p> <p>先に農業者年金協議会代議員会ですが、農業委員11名のほか各地区酪農振興会及び関係団体から6名の参加をいただき、令和6年度の事業報告並びに決算報告、令和7年度の事業計画並びに収支予算を提案し、議決をいただいたところです。</p> <p>次に、委員職員親睦会総会ですが、今年度の会費についても月額1,000円を</p>

徴収することで決定しております。

9月2日、「令和7年度ブロック別農業委員会職員研修会」が帯広市で開催され、
塙見係長と前田主事が出席しております。

9月3日～4日、「令和7年第3回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、3
日は私が、4日は塙見係長が出席しております。

4名の議員より一般質問の通告があり、公共交通の現状や検討課題、防災対策の
早期問題解決の考え方など6項目にわたり質問が出されておりました。

また、町長からは条例の改正や補正予算などの議案が提出され、慎重な議論を経
て2日間の日程を終了しております。

9月4日～5日、「令和7年度自作農財産管理担当職員研修会」が札幌市で開催さ
れ、私が出席しております。

9月9日、「令和7年度浜中町地域担い手育成総合支援協議会定期総会」が茶内支
所で開催され、白川会長が出席しております。

9月17日、「令和7年度農業者年金記録管理システム研修会」がWEB開催され、
塙見係長が受講しております。

9月18日、「農地転用に係る現地調査」を○○○○、○○○○、○○地区で実施
し、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、押切委員、百々委員、事務局1名で調査を行
っております。

対象地は○○○○氏、○○○○○○○、○○○氏所有地ですが、今月については
○○○○○○○のみ提案し、書類が整い次第ほかの2件を提案したいと考えてお
りますので、ご了承願います。

9月18日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を○○地区ほかで実施し、押
切委員、篠原委員、百々委員、事務局1名で調査を行っております。

願い出地は○○○氏所有地ほかでございますが、詳細については議案第1号で
説明しますので、ご審議をお願いいたします。

9月19日、「農地部会現地調査」を○○○○地区で実施し、農地部会委員6名、
事務局2名で調査を行っております。

対象地は○○○○氏所有地でございますが、中間管理事業での貸付が今年12
月で満期を迎えることから、その後は売買に移行するということで現在準備を進め
ております。

9月22日、「農地部会現地調査」を○○地区と○○地区で実施し、農地部会委員
6名、押切委員、事務局2名で調査を行っております。

対象地は○○○○氏、○○○○氏、○○○氏所有地でございますが、○○さんにつ
いては年齢的なことから土地を処分したい、○○さんは5年間の賃貸借が満期と
なる、また○○さんについては中間管理事業での貸付が今年12月で満期を迎える
ことから、それぞれの方より売買の申出があり現在準備を進めております。

9月24日、「令和7年度ブロック別農業委員会職員研修会」が北見市で開催され、
私が出席しております。

	以上、会務報告の説明を終わります。
議長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。
各委員	(なしの声)
議長	ないようなので、これで会務報告を終了します。
	日程第6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事務局長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。 農地法第3条の3の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。 この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、姉別南〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、故〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。 今回の届出により取得した農地は、姉別南〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m ² でございます。詳細につきましては、議案書2ページから3ページ及び議案関係資料1ページから3ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから報告第1号の質疑を行います。 本案について質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
各委員	本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事務局長	<p>議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。</p> <p>北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。</p> <p>本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委7-9号の願い出人は、姉別南○線○○○番地、○○○氏、願い出地は姉別南○線○○○番○、ほか○筆、面積○万○、○○○.○○m²のうち○万○、○○○.○○m²で、現在○○○番○の転用手続きを進めておりますが、過去に転用手続きをなされていなかった部分を整理するため、今回現況地目の確認を行ったものでございます。現地調査につきましては、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局1名により9月18日に実施し確認をしております。</p> <p>本案すべての願い出地について、調査の結果、農地・採草放牧地以外であるとのご判断をいただいております。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
前田主事	(詳細説明するも省略)
議長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。</p> <p>調査委員の方々、何かありませんか。</p>
各委員	(なしの声)
議長	<p>特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。</p> <p>浜農委7-9について質疑ありませんか。</p>
	1番妹尾委員。
妹尾委員	○○○番○の上の四角い土地の○○○○○○○が建っている部分は、既に転用済

みですか。

事務局 こちらは、既に農地外です。

妹尾委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

8番齋藤委員。

齋藤委員 農地法適用関係の3条で令和〇年〇月〇〇日に〇〇〇〇されているが、その時には建物は建っていたと思いますが、その時は転用等手続きがされていなかったのか。

事務局长 令和〇年〇月〇〇日の〇〇〇〇の理由は、〇〇〇〇が法人を立ち上げて会社にしたことから、〇〇〇〇を行った経過があります。ただ今齋藤委員からご指摘有りましたとおり、その時に航空写真なりで確認すれば対応できたことだと思います。その時は、確認作業を怠ってしまったということです。

齋藤委員 その時点でやっておくべきことだったということですか。

事務局长 わかった時点で直すことだったと思います。

齋藤委員 わかりました。

議長 この様な例については過去にもあります。建物を建てるとか何かの時にしか現地調査をしないものなので、たまたま株式会社に移行するときに手続き上の問題で、農地の名義を全部変えたということで、そこを事務局としても農業委員会としても再度確認して、これ施設用地ではないよということを確認すべきだったと思います。ほかにもいろんな例は多々あるんですけども、なるべくそうならないように、今後とも事務局としても進めて行きたいと思いますので、了承願いたいと思います。

ほかにありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委7-9を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1の審議を行い、続いて整理番号2の審議を行いたいと思います。

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員

○月○○日に合意解約し土地の引き渡しも行われてることとなっていますが、今年度は農業委員会の手続きがなされていないということは、○さん本人が耕作しているのか、他の人が耕作しているのか、そういう認識でよろしいのか。

事務局長

○月○○日を解約日にした理由については、○○○○○○の事業年度が○月○○日締めとだということで、○年度が今年の○月○○日までということだったので、そこで区切ったということです。先程係長の方から農地の管理実態がなかったという説明がありましたが、後ほど○○の報告が議案としてあがってきますが、○年度事業、○年度事業についても○○は耕作しておらず、隣の○○さんに管理してもらっていた、そういう実態があるようでございます。

議長

この案件については、令和○年から○○が借りたいということで許可して貸していましたが、一切報告があがってこないということで事務局が再三の問い合わせをした結果、今年になって廃農することになった。○年○年については、振興局に報告しなければならないので、その確認をしたところやらないということが決まりましたので今回議案にあげております。

ほかにありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2の審議を行いますが、○○番○○委員と○○番○○委員につき

ましては、ここで退席願います。

(○○委員、○○委員退席)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(○○委員、○○委員入室)

日程第9 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならぬ。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定1件の許可申請でございますが、整理番号1は、熊牛東○線○○番地、○○○○○氏所有地、対象地は熊牛東○線○○番、○筆、面積○万○、○○○. ○○m²で、この土地を熊牛東○線○○番地、○○○○氏に賃貸借による権利の設定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事	(詳細説明するも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 続いて、担当委員より補足説明を受けます。 整理番号1について、12番百々委員お願いします。
百々委員	この土地は、○○○○が○○○○時代から賃貸借を受けておりました、この土地は○○○○と地続きでありますので、管理も行き届いていると思われる所以許可することには問題ないと考えます。
議 長	ありがとうございました。 それでは、議案第3号の質疑を行います。 本案について質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。
事務局長	日程第10 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事務局長	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されています。 また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。 本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、西円朱別西○○○線○○番地、○○○○○○○○○○で、○○○○○○(○○○○○○)を確保する

ため、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇m²のうち、〇、〇〇〇.〇〇m²を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局1名により、9月18日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前田主事 議案第4号についての詳細説明をさせていただきます。

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況について、土地の所在地は15ページに記載のとおり。所在地の場所は関係資料8ページをご確認ください。

今回の転用申請についてですが転用面積が〇, 〇〇〇m²を超しているので北海道農業会議での意見調書の対象となります。

2 転用計画について、転用計画としては○○○○○（○○○○○）として永久転用となっております。16ページ、(3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要について、工事期間は許可日から令和○年○月○○日までとなっており、○○○○○を造成予定です。

以上で議案第4号の詳細説明を終了いたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議長 特はないようなので、これから、議案第4号の質疑を行います。

妹尾委員 質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員

転用するときに今年の春に事務局からいわれていたように、地域計画から外さなければならぬ、それで今までより時間がかかるといつていきましたが、その関係の資料というのは載っていないがないのか。

例えば農業振興地域内とか農地法の適用だとか載っていますが、地域計画のことは載っていない。今までと変わらないなら時間はかかるないのではないか。

事務局長

議案に載せるものは今までと変わらないので、議案資料としての提出はありません。町長部局から農業委員会へ地域計画の変更の公告が終わりましたと通知があります。通知を受けて今回転用申請を行いましたが、委員さんに議案として見てもらう時には次回より、議案関係資料の方に公告の通知の写しを添付したいと思います。

妹尾委員

議案にあがってきたということは、地域計画の変更がされているという理解で良いければ通知の写しまでは必要ないです。地域計画が始まってから初めてのケースだったので、議案にあがってきたら地域計画は変更済みという認識でよいですか。

事務局長

そのとおりです。

妹尾委員

わかりました。

議長

ほかにありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えていいるか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えていいるか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

(詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
整理番号1について質疑ありませんか。

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから議案第5号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

(質疑なしの声)

議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
日程第12 議案第6号 農地法第6条の2の規定に基づく農地所有適格法人以外の者の報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。	
事務局長	議案第6号 農地法第6条の2の規定に基づく農地所有適格法人以外の者の報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第6条の2第1項では、「農地所有適格法人以外の法人で、農地法第3条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者は、農地の利用状況について、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、報告を受けた農業委員会は、農地を適

正に利用しているかを確認するものとされております。

今回報告される農地所有適格法人以外の法人の所有する農地は、解除条件付き貸借で、農地を適正に利用していない場合は、勧告することができることとなっております。

本案は、2件の報告でございますが、整理番号1、2共に釧路市星が浦大通〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇〇〇でございます。

整理番号1は、令和〇年度報告のもの、整理番号2は令和〇年度報告のものとなっております。

いずれも別記様式「農用地の利用状況報告書」に記載のとおりですので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第6号の質疑を行います。
整理番号1について質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 これは、利用実態がないということで理解してよろしいでしょうか。

事務局長 35ページの2報告に係る土地の所在地の欄ですが、ここで牧草収穫があれば空欄の部分に収穫量が載つてくるので、35ページ、37ページ〇年とも〇〇としては収穫は行っていない。36ページと、38ページの上の方に5業務執行役員の部分ですが、農業従事の状況があれば名前が記載されますが、農業従事も行っていない。収穫量、農業従事の状況も空欄のままでございます。

この会社については、去年の報告時期にも会社を訪問し、事業報告をしてくださいと指導してきました。その時には、「はい出します」とお返事をいただきました。それがもらえないためその後も数回連絡をしましたが、「出します、出します」という感じで1年経ってしまいました。

今年も報告時期が来たので、〇〇委員に連絡をして、貸主の〇さんを通じて報告書を出してくださいとお願いしたのと合わせて、農地の使用の実態がないのであれば解約してくれませんかということも、いってもらいました。その後埠見係長と私で会社を訪問し同じ説明をして、社長から土地は返しますということで今回解約したことになります。

この会社の社長については、〇年ほど農地使わなかったけども、本当はまだやり

たい気持ちはあるんだということでしたが、〇年間もこう放置しているのであれば一度やめてくださいとお話ししてこの結果となったということです。

妹尾委員

これ解約するだけで罰則はないのか。二度と土地を借りれないとか拘束力はないのか。

事務局長

ないので、借りたときは農地をきちんと利用してもらうということしかないと思います。

妹尾委員

もし仮に、何年か後にまた借りますってあがってきたら許可するしかないですか。

事務局長

そう思います。

妹尾委員

はい、わかりました。

議長

これ制限付きの適格化法人なので、解除することはできます。今回は、利用実態がないので、やめてくださいといった形となります。

ほかにありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、当該申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買1件、による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m²について、売買による利用権の移転でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第7号の質疑を行います。
本案について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。
よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
まず整理番号1については、1番妹尾委員、2番嵯峨委員、12番百々委員、地元委員として私が対応したいと思いますがよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、整理番号1は、指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第14 議案第8号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第8号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項では、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に対し要請することができる。」とされております。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積等促進計画を定めるべく、農地中間管理機構に要請しようとするものであります。詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の要件確認チェックリストのとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第8号の質疑を行います。
本案について、質疑ありませんか。

齋 藤 委 員	設定する利用権の〇年間ということですが、〇年の〇〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日と中途半端な時期の設定は何か理由があるのか。
事 務 局 長	この促進計画を作成するに当たって、事務局と〇〇〇〇で設定期間の相談をいたします。相談といっても〇〇〇〇からの指示になりますが、始まりの〇〇月〇〇日は、促進計画を公告する予定日です。終わりの〇〇年〇月〇〇日については、〇〇〇〇さんから〇〇に売った時の促進計画の公告日が〇月〇〇日だったので、その公告日から〇年後の〇日前で満〇年ということになりますので、〇月〇〇日と指示がありました。
齋 藤 委 員	わかりました。もう一つ貸付料の支払方法で〇〇月〇〇日までとなっていますけど、貸付が〇〇月〇〇日からで、最終年の令和〇〇年分の〇月〇〇日までの支払いはないということですか。
事 務 局 長	そういうことです、〇〇〇〇の農地売買事業の制度が前払いのような感じです、始まった年から支払いがあり、そこから〇回支払うことになるので最後の年は、使っても支払いはないです。
齋 藤 委 員	わかりました。
議 長	ほかありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第9号 農用地利用集積計画の変更についてを議題とします。 提案の理由を事務局より説明させます。	
事 務 局 長	議案第9号 農用地利用集積計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、令和7年4月1日より新たな農地利用集積計画は作成できないこととなりました。ただし、経過措置として計画期間満了までは、有効とされています。

この度、関係者より計画期間の変更の申出がありました。計画書に定めております共通事項に「(9) 利用権に関する事項の変更の禁止」の記載に、「甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される、利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。」とされており、この規定により関係者すべての同意により計画期間の変更を行うものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、計画期間を変更するものです、詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願ひいたします。

前田主事 (詳細説明するも省略)

(詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第9号の質疑を行いますが、本案については、整理番号2で〇〇番〇〇委員が整理番号3から10で〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1の審議を行い、続いて整理番号2の審議を行い、その後整理番号3から整理番号10の審議を行いたいと思います。

それでは、これから議案第9号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、整理番号2の審議を行いますが、○○番○○委員につきましては、ここで退席願います。</p>
	(○○委員退席)
	<p>それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、整理番号3の審議を行いますが、○○番○○委員につきましては、ここで退席願います。</p>
	(○○委員退席)
	<p>それでは、これから、整理番号3の質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、整理番号4について質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
各 委 員	(質疑なしの声)

議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 5 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 6 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 7 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 8 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 9 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 10 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号9を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号10を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
事務局長	異議なしと認めます。 よって、整理番号10は、原案のとおり可決されました。
	(○○委員、○○委員入室)
事務局長	日程第16 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事務局長	次回総会について、10月27日、月曜日、午前10時00分からを提案します。
議長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、10月27日、月曜日、午前10時00分からということでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議がないようなので、次回総会日程については、10月27日、月曜日、午前10時00分からに決定いたしました。
	以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第27回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時35分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 7番 篠原弘

浜中町農業委員会 8番 齋藤晃佳